

「乍_レ恐以書付奉願上候」

享保七年寅九月

(小川家文書A4-24)

乍_レ恐以書付_一奉_二願上_一候

武蔵国多摩郡小川新田

願人 名主 弥市

一当村繞東之原武蔵野入会野之内東八町本榎南北限

南八玉川御上水際迄、北八山口領江戸道限西八小川新田村

境迄之間、芝地凡百六拾町歩程之場所開発奉_二

願上_一候

一右場所被_二仰付_一被_二下置_一候ハ、三ヶ年之内不_レ殘開発仕

御検地申請御年貢諸役急度相勤可_レ申候、開発

三ヶ年之間八町ヶ年二金子貳拾両宛為_二芝御年貢_一

上納可_レ仕候

一右場所之儀ハ 当小川新田敷地古来ハ武蔵野ニ而

四方五里七里を隔村離ニ而、就中箱根ヶ崎_方田無村迄

五里之間野中ニ而寒暑風雨之節ハ往来之人馬殊外

及_二難儀_一、殊更其節御 城中御用之御白土成木村

方出候而夥數御伝馬附送り申道筋ニ御座候、依レ之拙者

祖父九郎兵衛六十七年以前明暦貳申年当小川新田開

発願上候節、西ハ玉川御上水と野火留水道堀分ケ方

東ハ壹本榎迄之間御新田被ニ 仰付「被ニ下置」候ハ、早速

御百姓有付、右御白土御伝馬諸役遲滞なく急度

相勤可レ申旨奉ニ願上ニ候得者早速被ニ 仰付「九郎兵衛方

父市郎兵衛迄及ニ貳百軒」新百姓を有付、高六百七拾石余

開発仕候、相続キ段々壹本榎迄開発仕御検地可ニ申

請ニ候所ニ、右御伝馬御用等繁く開きおくれ候内

惣而武蔵野附村々馬草場論御 公事ニ及野境

被ニ 仰付「、右場所開発相叶不レ申候ニ付親市郎兵衛方

兄九市并拙者迄此原之間御新田度々奉ニ願上ニ候

被レ為ニ 仰付「被ニ下置」候ハ、難レ有可レ奉レ存候

右委細之儀御 尋之上乍レ恐口上可ニ申上ニ候、以上

小川新田

享保七年寅九月

願人 弥市

〔用語〕

入会野…入会地。一定地域の住民が特定の権利を以て、一定の範囲の森林・木材・薪炭・馬草等を採用するなど
共同利用した場所。

就中…とりわけ
なかんづく

白土…石灰。壁など建築の塗料となる材料。

馬草…馬の飼料とする草。
まぐせ

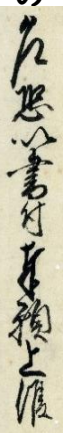
公事…訴訟

夥數…おびただしく

〔解説〕

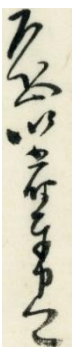
今回は享保七年九月、小川村の名主弥市が新田開発を願い出た際の史料です。開発の範囲は、本村の小川村から東の一本榎（現熊野宮）まで、南は玉川上水まで、北は江戸街道（現東京街道）までの百六十町ほど。三年以内に開発をし、最初の三年間は一年に金子二十両ほど芝年貢を上納するとしています。また、古来の武蔵野は箱根ヶ崎から田無までの五里の間原野で、人馬は寒暑風雨にさらされ難儀していましたが、ここは江戸城に運搬する白土の通り道で交通の要衝であったため、見兼ねた祖父九郎兵衛が開発を願い出たと説明をしています。また、小川村開発当初から一本榎までの開発を許可されていたのに御用石灰の伝馬継などが忙しく開発が進まないうち、武蔵野の境界が決められてしまったことも記されています。そしてこの地の開発は、父市郎兵衛、兄九市、私弥市と代々に亘る悲願なので、聞き入れて下されば有難い、と願書は締めくくられています。この訴えは幕府に受理され、小川新田は開発の一步を踏み出しました。

次に文字を見ていきましょう。表題の



「乍恐以書付奉願上候」は、臨時号

（古文書から見るアウトロー）で出題した



「乍恐以書付奉願上候」とほぼ同じで

す。「乍恐以書付」は江戸時代の上達文書（身分の低い者が、領主、代官など身分の高い者に意見する事）の定型文です。「乍」は 「左」に酷似しています。「乍恐」とセットで使用される場合が多いので、迷ったときは、前後の文字を確認してください。今回は 「東」「西」「南」「北」が揃いましたので、この機会に覚えてしまいましょう。「東」は 「東」「車」にもよく似ています。「北」は 「北」

「小」と間違えやすいですが「北」は点の画数が多くなります。以前村明細最終回で登場した 「品」の脚部

とほぼ一緒です。また、今回は



「置」



「残」



「發（発）」



「両」



「道」と、特徴の

あるくずし字がたくさん登場しました。これらは頻出語句ですから、しっかり覚えましょう。「両」は、四行後に出てくる 「雨」や 「南」にも近似しています。 「候」もこの表記は初めてですが、覚えておきましょう。